

昭和初年の官吏減俸令と裁判官

新井 勉

はじめに

中世史家として高名な瀬野精一郎氏は、秀逸なエッセイを執筆する人でもある。氏の『歴史の残像―歴史家の見た戦前・戦中・戦後』には、読者に時間を忘れさせる、九〇を数える随筆がのせられている。その中に「官吏一割減俸令」と題される文章がある。この文章は、高等女学校教諭の父君が昭和六年五月二七日勅令第一一五号の俸給令改正により年俸一割減となった事情を、具体的な数字を以て記している。

勅令第一一五号は公立学校職員俸給令の改正であり、官吏減俸令の中心たる勅令第九九号高等官官等俸給令の改正や第一〇〇号判任官俸給令の改正からは、いわば周辺に位置する改正令の一つである。瀬野氏は「父はお上の命令にはきわめて従順で、不平、不満を口にする人ではなかったが、この減俸令については、年功加俸が一挙に吹き飛んだ

とか、司法官吏だけは司法権の独立を根拠に、ついに減俸令に応じなかったといったグチを、後日、直接父の口から聞いたことがある」とも記している。^① 年功加俸は、年功により本俸外に給与される俸給である。父君は昭和六年三月三十一日付の本俸二〇二〇円、年功加俸一五六円が、減俸によりそれぞれ一八三九円、一四六円となった。^②

ここで気になるのは「司法官吏だけは司法権の独立を根拠に、ついに減俸令に応じなかった」というグチの真偽である。司法官吏と括る中には、司法省の官吏も、判事も検事も含まれる。このうち、明治憲法・裁判所構成法により強い身分保障のあるのは判事のみ、検事は裁判所構成法上免職されない保障があるにすぎない。それなら、司法権の独立の前提として身分を保障される判事らが、減俸令施行のさいその適用を拒んだのだろうか。

裁判所構成法第六七条により判事は親任・勅任・奏任で、全員が高等官である。そのため、第二次若槻内閣が昭和六年五月二七日公布した減俸令中関係するのは、勅令第九九号高等官官等俸給令中改正の件である。勅令第九九号は附則中に八項をおいた。第一項、第二項などの表示はないが、終りの八番目には、確かに判事の身分保障を考慮したらしく次の規定がおかれている。

○昭和六年勅令第九九号高等官官等俸給令中改正の件

附則、第八項

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給（年功加俸ヲ含ム）ヲ受クル判事ニ付テハ其ノ意ニ反シテ現ニ受クル額ヲ減ズルコトナシ^③

法令中に括弧や濁点があるのは、第一次若槻内閣の大正一五年六月一日、若槻首相の名で内閣訓令号外「法令形式ノ改善ニ関スル件」を以て、法令の用字・用語・文体を平易にせよ、濁音の仮名・句読点・括弧を使用せよ、などと

各官庁に指示したところを、第二次内閣で実践したものだろう。もつとも、これは些細な話であり、問題はどのような事情があつて、附則第八項がおかれたのか。さらにまた、判事らが附則第八項を使って減俸令に応じなかったのかどうか、ということである。どこまで明らかにできるか見通しはつかないが、本稿は、これらについて考察しようと思う。

減俸令問題が大騒ぎとなつた頃、民政党代議士の斎藤隆夫が昭和六年五月二二日の日記に「減俸問題に干し、鉄道省、逓信省、裁判所部内其他官吏の反対運動益々猛烈となり、政局の前途容易ならざるの徴あり」と記し、翌二三日の日記に「減俸反対益々猛烈となる。政局危機を孕む」と危機感を文字に記した^⑤ほどだから、何か都合の悪い事情があつたのか、若槻礼次郎が『古風庵回顧録』の中に減俸令について一言半句記さなかつたにしても、この問題は近代政治上ある程度大きな位置をしめるだろう。瀬野氏の「官吏一割減俸令」の指摘に倣い、まず、近現代史家として高名な伊藤隆氏の説明をみておこう（引用のさい段落分けを行い、傍線をひいた）。

○国史大辞典第三卷「官吏減俸問題」（伊藤隆）

昭和四年（一九二九）から六年にかけての立憲民政党内閣の官吏減俸の企てとそれに対する官吏の反対運動。

昭和四年成立した浜口雄幸内閣が財政緊縮方針に基づき実行予算の編成を行なつた際、年額千二百円以上の高等文武官の俸給の一割減、月俸百円以上の判任官の若干の減俸を翌年一月から行うという案を作成し、同年十月十五日に発表した。これに対し、司法官および鉄道省官吏をはじめとして各省の官吏の反対運動がおこり、結局政府は「世論の趨向に顧み」として同二十二日この案を撤回するに至つた。

前内閣の方針をひきついで第二次若槻礼次郎内閣は昭和六年五月の行政整理ならびに財政・税制整理準備委員

会で、大正九年(一九二〇)の戦時手当の本俸繰入れなどで官吏の給与が大幅に増加しているのに物価が下落しているので、一割以内の減俸を行うとする案を作成したが、これが洩れて、まず鉄道省内の高等官を含めた反対運動がおこり、総辞表の提出、現業におけるストライキ計画という事態に至り、また司法官も司法官の独立をスローガンとして反対運動をおこし、通信その他の官庁にひろがった。しかし、政府の決意は固く、五月二十六日若干の譲歩を行なつたうえで閣議決定を行い、翌日俸給令の改正公布、六月一日から実施されるに至つた。⁷⁾

ここで一、二注記すると、実行予算は明治憲法の下で、成立した予算の範囲内で内閣が変更を加えて実行する予算のことをいう。浜口内閣は昭和四年度の実行予算を編成し、その中で五年一月から官吏の俸給を減額することを決定したのである。一方、第二次若槻内閣は浜口内閣の設置した行政整理準備委員会の立案に基づき、昭和六年五月官吏の一割減俸を行う減俸令を公布し、同年六月から施行したのである。

伊藤氏の説明は簡にして要をえている。ただ、司法官、あるいは司法官吏の反対運動というのは、判事らの運動なのか、判事・検事二者の運動なのか、はっきりしない。司法官の独立をスローガンとしてというのだから、昭和六年の方はおそらく判事らの運動だろう。それなら、検事らは運動の後景に退いていたのだろうか。一方、司法官が運動の先陣をきつたという昭和四年の方は、前景にいたのは判事らか検事らか、今一つははっきりしない。

この点は他の書物をみても、事情は同じである。比較的新しい近代史の書物を開いて、昭和四年、六年の官吏減俸に関する記述を引用しよう(引用のさい傍線をひいた)。

○日本の近代第五卷『政党から軍部へ』(北岡伸一)

第一章政党政治の日本、浜口内閣

浜口内閣は二九年度実行予算において九〇〇〇万円を減額し、三〇年度予算については、前年度より一億七〇〇〇万円減額した厳しい予算（比率にしてマイナス九パーセント）を編成した。

そのための手段の一つとして、官吏減俸というドラスティックな案まで打ち出された。すなわち、政府は十月十五日、官吏の給料を一割削減するという案を発表した。これに対しては各省から強い反対が起こった（その先頭に立ったのが商工省の若手官僚岸信介であった）。とくに司法官の反対は強かった。その地位が憲法上保障されてきたからである。あまりの反対論の強さに、二十二日、わずか一週間で政府はこの案を撤回した。なお、この減俸案は、翌年第二次若槻内閣においても一度取り上げられ、かなり緩和された形で実行に移された。それでも司法官については、減俸とせず、一定額を自発的に国庫に寄付することとされた。^⑧

北岡氏の記述のうち「翌年もう一度取り上げられ」というのは、昭和四年を起点とすると、翌々年の誤り。これは些細なこと、問題はここでも「その地位が憲法上保障されていた」としながら、単に司法官の反対として、判事の反対とはつきり記していないことである。この記述なら、昭和四年一〇月減俸反対の旗をふったのは判事らだということになるが、それは正しいのかどうか。さらにまた、勅令第九九号附則第八項の関係からいって、司法官は「減俸とせず、一定額を自発的に国庫に寄付することとされた」という記述は正しいのかどうか。減俸分でなく「一定額を国庫に寄付する」というのは、何のことかわからない。

以上ざっとみてきて、本稿の行うべき作業が明らかとなった。①昭和四年、および昭和六年の減俸問題のさい反対運動を展開したのは判事らだったのかどうか、事実を確かめる。②昭和六年勅令第九九号の附則中にその意に反して減額されないという第八項がおかれたのは、果してどのような事情があったのか。この点について考察する。③判事

らは附則第八項を使つて減俸令に応じなかつたのか、減俸分（？）を国庫に寄付したのか、事実を確かめる。

(1) 瀬野精一郎『歴史の残像―歴史家の見た戦前・戦中・戦後』（吉川弘文館、二〇〇八年）四七頁。父君は「恩給か、フンといひし、頃なつかし」の川柳を遺して、昭和六二年八月、九二歳で没したという（四八頁）。

(2) 注(1)四六～四七頁。

(3) 内閣印刷局編『法令全書』昭和六年2（原書房復刻版、一九九四年）四八頁。本稿では法令の参照は『法令全書』によるが、煩雑さをさけるため、必要なら公布年・法令の種別・号数を記すに止め、一々注記して『法令全書』の巻数・頁数を記すことをしない。

(4) これは例外として『法令全書』の巻数・頁数を記す。大正一五年6（原書房復刻版、一九九六年）一～二頁。

(5) 伊藤隆編『斎藤隆夫日記』上巻（中央公論新社、二〇〇九年）七一六頁。斎藤は浜口内閣の下で昭和四年七月～六年四月内務政務次官、第二次若槻内閣の下で六年一月～二月法制局長官。五月二七日の日記をみると「減俸令公布せられ、反対運動漸次沈静す」とある（七一六頁）。

(6) 若槻の回顧録には僅かに、浜口内閣では「行政整理は江木（翼）鉄道大臣、財政整理は井上（準之助）大蔵大臣がいずれも部長となり、計画立案に当たっていたので、私はそれを、そのまま推進することとした」とあるに止まる。講談社学術文庫版・若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史―古風庵回顧録』（一九八三年）三三四頁。文庫版巻末、伊藤隆氏の長大な解説の中にも、減俸令の話はみあたらない。

(7) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三巻（吉川弘文館、一九八三年）九四六頁。行う、行なう、の送りの不揃いは原文どおり。

(8) 北岡伸一『政党から軍部へ』日本の近代第五巻（中央公論新社、一九九九年）一〇六～一〇七頁。

一 昭和四年の官吏減俸案と反対運動

張作霖爆殺事件の処理に躓き田中内閣が総辞職した昭和四年七月二日、即日浜口内閣が成立した。浜口内閣は七月二九日、九一〇〇万円を減額する緊縮実行予算を発表した。浜口首相は八月二八日、ラジオ放送を通して緊縮政策を国民に訴えた。⁹閣議で官吏一割減俸を決定したのは一〇月一五日で、減俸の施行日は昭和五年一月一日。浜口首相の名で発表した声明書は、次のようである（引用のさい括弧して漢字をふした）。

○政府声明書（昭和四年一〇月一五日）

政府は経済上の難局に直面しこれがきやう（匡）救を計るため先に財政緊縮および消費節約の必要なる所以を提唱し、直に昭和四年度実行予算を作成して相当巨額の節約を行ひもつて（以て）政府の決意を表明したり。今こゝに同一の方針をもつて（以て）昭和五年度予算を編成し財政経済の建直しを行はんとするに当り、政府は一般歳出に対して出来得る限りの緊縮を計ると同時に官吏の俸給に対してもまたこれが減額を行ふのやむを得ざるに至れり。

加ふるに我国官吏の俸給は世界戦争以来急激なる物価の騰貴に伴ひ大正九年平均七割の増額を行ひたるも最近物価は漸次低落の傾向を示しつゝあるに顧み、この際一般官吏の俸給に付年俸千二百円又は月俸一百円を越ゆるものに対して大体一割程度の減額を行ふことに決定せり。然してその内比較的薄給の者については減俸の歩合を少くするをもつて（以て）適当なりと思料し相当の参酌を加ふることゝせり。¹⁰（後略）

その一昔前のことである。原内閣は積極政策を推進して第四二議会に一二億七六〇〇万円に上る大正九年度予算案

を提出したが、貴族院の審議終了前に衆議院が解散され予算不成立となった^⑪。その結果、原内閣は前年度予算を施行して実行予算を編成したが、総選挙後の第四三議会で追加予算が成立したため、大正九年八月一八日、勅令第二五七号高等官官等俸給令中改正の件、勅令第二五八号判任官俸給令中改正の件をはじめ、一連の増俸令を公布して、大正九年八月分から一斉に増俸を行った。このうち判任官は、一級俸は元の月額九五円を一六〇円、最下級の一一級俸は元の月額二〇円を四〇円へ増額した。増額幅の大きさに驚かされる。ちなみに、八月二七日公布勅令第三三二二号判事・検事官等俸給令中改正の件をみると、予備判事・予備検事の年俸は元の八〇〇円以内が一四〇〇円以内、司法官試補の年俸は元の六〇〇円以内が一〇〇〇円以内へこれも大きく増額された。

浜口内閣は右の決定を発表したさい、原内閣の増俸の仕方を非難した。ある政府関係者は一〇月一五日、報道陣を前にして「本日の閣議で官吏の減俸を決定したのは政府は一般経済界の現状に鑑みて整理緊縮の徹底を期せんとするに外ならぬが、そもそも官吏の俸給なるものは明治四十三年二割の増加を行ひ、更に大正九年には勅任官三割、奏任官五割、判任官八割の増俸をなした。しかも当時はこの増俸は世界各国に於いては戦時手当としたるにも不拘、我国は全部本俸の増加としたため、大正十年後経済界の打撃を受けるに於いても依然そのまゝとなつて今日に及んだのである。即ち大戦当時の増俸を本俸の増加にしたのがそもそもその間違ひであつたと言へる」と詰つたのである^⑫。

一方、井上準之助蔵相は大正九年の物価指数と昭和四年を比較して、次のように語った。これも同じ一〇月一五日のことである。

○井上蔵相の談話 (昭和四年一〇月一五日)

新聞の見出しは「民間会社銀行も減俸に習へ」

我々は組閣以来整理緊縮・消費節約を唱へて来た以上官吏として国民に先立つて範を示す必要から減俸を断行する次第であつて、願くは民間の銀行会社でも政府の例にならひ、比較的高給者の減俸を行ふやう官民協力してもらひたいものである。さうなれば必ずや物価が下落し従つて減俸の苦痛をそれほどに受けなくて済む上に、国民経済の建直しも実現できるのである。大正三年の物価指数を一〇〇とすると俸給令の改正によつて増俸が行はれた大正九年は二七二で本年九月は一七三であり、大正九年を一〇〇とすれば本年九月は六三に当り約三割七分の下落であるから、一割の減俸はその点から考へて見て大した不合理はあるまい。¹³（後略）

政府の減俸決定に対して最初に反対の声をあげたのは、東京地方裁判所・東京区裁判所・東京控訴院の各検事局の検事らである。東京朝日新聞一〇月一七日期刊は二面冒頭「減俸反対の先駆にまづ少壮検事起つ」の大きな見出しの下、次の記事を掲げた。法律新聞一〇月二五日発行の第三〇三八号も、六面以下で減俸案撤回に関する経緯を詳しく記した中で、冒頭近く「検事の減俸反対」の見出しの下この記事を転載した（引用のさい傍線をひいた）。

○「減俸反対の先駆にまづ少壮検事起つ

—東京地方、区裁判所、控訴院の六十名が反対決議す—

反対と非難のものすごいうづ巻に包まれた官吏減俸案に対し、果然反抗の直接的運動が東京地方、並に区裁判所検事局、東京控訴院検事局の全検事約六十名によつて口火を切られた。一般司法官は行政官より俸給上冷遇を受け隠忍すること約三十年、最近やつと均衡問題がやかましくなつて来た折も折、突如この減俸となつたので、まづこれ等検事は司法官の地位を侮辱し事情を解せざるも甚だしいものとして奮起し、十六日午後退庁前後に地方、区、控訴院の各検事室に部長級検事以下少壮検事みな秘密会合し協議を遂げた結果、徹底的に減俸案に反対

撤回を迫ることに一決、左の意味の決議をなしこれを上司に提出することになった。

決議

官吏減俸案は吾人司法官現在の待遇より見て極めて不合理なるをもつて、これに反対し、即時撤回を希望す。

尚右決議については更に大審院検事局の賛成を求め直に代表委員を選び、来る十八日頃渡辺法相を通じて浜口首相にその趣旨貫徹をはかることに決定した。右の決議は十八日の正式提出に先立ち十六日午後東京地方裁判所および同区裁判所の両検事局代表検事は塩野検事正に非公式に決議の趣を伝へたので、同検事正は更にこれを渡辺法相に報告した。¹⁴

一〇月一五日の減俸決定を一六日の朝刊でしつた東京の検事らは、その日の夕方反対決議を行い、塩野季彦検事正に申し入れたのである。塩野から事情を報告された渡辺千冬法相は、貴族院研究会の領袖の一人ながら司法部の事情に疎く、狼狽して首相や蔵相、宇垣一成陸相や財部彪海相を歴訪したが良策をえられなかった。渡辺は深夜法相官邸で牧野菊之助大審院長、小山松吉検事総長、小原直司法次官と協議したが、ただ徒勞に終った。¹⁵

右の記事中「一般司法官は行政官より俸給上冷遇を受け隠忍すること約三十年」というのは、あるいは約四〇年に遡るかもしれない。例えば、若槻礼次郎は回顧録の中で、明治二五年七月大学卒業のとき官庁に職を求めたが、司法省に入りたいと思わなかった理由として「今日と違って、そのころの司法官は報酬がずっと少なかった。だから希望すれば採用されるのだが、成績の良い者は行政官になり、クラスの中以下の者でなければ司法省へ行かないという風であった」と想起している。¹⁶ なお、明治三四年三月第一五議会が予算案中の司法官増俸分を削除したさい、東京地方裁判所検事正の長森藤吉郎らの策動により、東京地方裁判所・東京区裁判所の判事・検事をはじめ、各地の地方裁判

所・区裁判所の判事・検事が連袂し辞表を提出する騒動に発展した¹⁷。これもおそらく、その頃の司法官の俸給の不満が爆発したものでだろう。

広く知られるように、近代日本は行政権力を中心とする国家だったから、裁判所や裁判官は行政権力の附属物の観を呈した。条約改正の必要から近代的司法制度を構築したとき、身分保障の行き過ぎで判事を終身官とした。これが祟つて、明治の司法部は長く判事の老朽淘汰にてこずったが、大正一〇年原内閣が定年制を設けた。しかし、一般の官庁の高等官が五〇歳過ぎで退職していくのとは比べると、判事六三歳の退職年齢は依然として高かった。民事訴訟法の大家、兼子一氏は、これについて「旧制度の下では、身分保障や定年制がかえって細く長くの考え方を生じ、判事の俸給は、行政官に比して低かった」と指摘している¹⁸。

東京朝日新聞一〇月一七日期刊は、同じ二面「形勢にらうばいし渡辺法相の奔走―減俸除外例を求めて」の見出しの記事で、司法部では「予て行政官の年俸平均三千九百円であるに対し、司法官は三千百円といふ差別待遇を受けて居るため、この差別待遇打破の為毎年予算閣議の時に問題となり、来年度予算においても司法官優遇費は相当認められるものと予期して居たのに、突如各省とも一様に減俸となつたので、これに対する反対熱は非常に激烈を極め」ていると記す一方、司法官の減俸を除外する特例を設けると他の官吏が反対運動を起す虞れがあるためそれできないとして、政府が前途を憂慮していると記している¹⁹。ここで三九〇〇円や三一〇〇円という額は、一見勅任官・奏任官を併せた高等官の平均年俸のようながら、あるいは前者が三五〇〇円の誤記で、どちらも奏任官の平均年俸をさすのかもしれない。奏任官以上は年俸、判任官以下は月俸というのが、明治以来の区別である。

新聞報道からわかるように、減俸決定に対して最初に反対の声をあげた東京の各検事局の検事らの主張は、俸給上

冷遇されている司法官の待遇改善を求めるものだった。翌年度には待遇改善が進むと期待していたところ、逆に一割減俸するという政府の発表に怒りを募らせたのである。検事らの決議「官吏減俸案は吾人司法官現在の待遇より見て極めて不合理なるをもつて、これに反対し、即時撤回を希望す」は、検事らの怒りを表現していた。

一〇月一七日の神嘗祭の祭日、牧野大審院長、小山検事総長、和仁貞吉東京控訴院長、塩野東京地方裁判所検事正ら、本省側から小原司法次官をはじめ、局長・課長が司法省に参集し、減俸問題と検事らの反対決議に関して対策を協議した。そして、①司法部はこれまで行政官より悪い待遇をうけているので、今回の減俸には反対である。②その緩和策として奏任判事・奏任検事の年俸平均三二二〇円に、奏任行政官の三四六〇円との開き三四〇円を増額し俸給水準を同じにする。③司法官の減俸はその水準に達した後に考慮するべき問題である。④減俸施行期の来年一月一日までにこの優遇を実現してほしいなどを決定した。この内容を、小原次官が渡辺法相の私邸を訪ね報告した。²⁰

上層部は優遇案を以て反対に対応しようとした。しかし、一〇月一八日朝、六〇数人の検事が登庁し東京地方裁判所検事局に集合して、強硬論を以て減俸撤回の主張を貫徹することに決した（引用のさい括弧して仮名を補った）。

○「減俸案の撤回に直進

—火事泥的の優遇案は恥辱と検事団ますます強硬—

我々の減俸反対に対して優遇案をもつて迎へられたのは心外の至りである。我々司法官は行政官より冷遇されてゐることは事実であるが、この際減俸問題を機会に火事場泥棒的に増俸を勝ち得ようとしてゐるのではない。

緩和策として持ちだされた優遇案のあめをしゃぶらされたとあつては司法官の恥辱である。我々の主張は単に司法官のみの問題でなく官吏全体の減俸反対である。全官吏の生活を脅威する減俸案そのもの、の撤回を求めるので

ある。どうしても減俸すると(いう)ならどうして暮して行けるか具体的な生活のプログラムを作つてもらはねばならぬ。⁽²¹⁾

同じ一〇月一八日午後、東京地方裁判所・東京区裁判所の民事・刑事・予審の各部長判事三〇数人が地方裁判所に会合し、協議の結果「減俸案には絶対反対である。優遇案は望むところではない。この際減俸案撤回のため一路直進する」ことで意見の一致をみた。東京朝日新聞一〇月一九日朝刊は、二面冒頭「判事団も優遇案一蹴、減俸撤回要求で直進」の大きな見出しの下、次の記事を掲げた(引用のさい括弧して漢字をふし、傍線をひいた)。

○「判事団も優遇案一蹴、減俸撤回要求で直進

―けふ在京全判事の総会開催、正式決議を突付けん―

検事団と呼応し十八日奮起した在京判事は、同日午後に至り東京地方、区、控訴院共にはか(俄)に緊張し、公判不開廷にて欠勤中の判事まで電報にて即刻登庁を促し、同四時退庁時を期して東京地方裁判所陪審員控室にまづ東京地方、区の民刑事、予審の各部長判事三十余名が秘密会合し、二時間の協議を遂げた結果「減俸案には絶対反対である。優遇案は望むところではない。この際減俸案撤回のため一路直進する」旨、大体意見の一致をみた。たゞ判事は各自独立的地位を保つてゐるので全員の一致を必要するとして、十九日午後二時を期して地方、区両裁判所全判事約百四十名の判事総会を開催、その席上右の申合せに基いて正式決議をなし上司に提出趣旨貫徹を計ることに決した。東京控訴院の民刑事判事全員廿五名も前記地方区両裁判所に合流することになった。尚在京判事の奮起を聞いて各地方の判事も呼応して起つものが多く、明治三十三年の増俸運動以来の団体的行動を見る形勢となつた。司法官は終身官で地位の保障があるので、その結束は社会的に大きな反響を来すものと観ら

れてゐる。⁽²²⁾

一方、一〇月一八日夕方、検事六〇数人が東京区裁判所検事局に集合し、減俸問題は「判検事と区別すべきでなく司法官全体の問題であるから合流すべし」と決議した。その夜には、強硬派一〇数人が「減俸撤回の目的貫徹不可能の際は潔く辞職しよう」と申し合わせた。⁽²³⁾ 右の「判事団も優遇案一蹴」の記事の中で明治三三年の増俸運動というのは三四年の誤りながら、事態は明治三四年の増俸運動と同じ様相を呈するかにみえた。

しかし、判事らは合流しなかつたのである。一〇月一九日午後、予定どおり東京地方裁判所・東京区裁判所の判事ら一四〇人が地方裁判所で判事総会を開き、減俸問題について協議を行った。そして、①司法官優遇案はわれわれの目的外で謝絶する。②減俸は不合理なるを以て撤回を希望する。二点を決議したが、一方で、総会は減俸反対に判事と検事が合流する必要はないと決定した。判事は判事らしく穏やかにというのである。その日の夕方、上席判事四人が代表となり大臣室に渡辺法相を訪ね、減俸を撤回するよう求めた。曰く「減俸は我等司法官の実生活に照し不合理であるからかくの如きことのないやう希望します」と。⁽²⁴⁾

政府の減俸決定に賛成した渡辺法相は、検事・判事の減俸反対運動の前に窮地にたたされた。東京朝日新聞一〇月一九日朝刊は二面に「窮地に立つ渡辺法相、遂に進退問題まで発展か」という見出しを掲げた。⁽²⁵⁾ しかし、法相の進退が問題となるより早く、東京朝日新聞一〇月二〇日夕刊は一面冒頭に「いよいよ行政官起つ」という大きな見出しの記事を掲げたのである。

○「いよいよ行政官起つ」

—社会的使命は重大、減俸は死活に影響す—

―撤回の陳情書を突き付けた、鉄道省官吏の結束―

鉄道省では、本省各局および地方鉄道局の高等官並に判任官代表者五十四名は、十九日正午本省第一会議室に集合、減俸対策協議会を開いた結果、満場一致をもつてこれに断然反対意思を表示することになり、左の陳情書を鉄道大臣にまで手交することに決した。よつて代表者十六名は青木次官に面会これを手交し、江木鉄相への伝達を依頼した。

陳情書

本日の新聞を見るに、我が鉄道省では既に減俸の準備出来たるやに見受け驚がくせり。吾々鉄道職員が今次の減俸問題に関し表面これを云々せざりしは鉄道の社会的使命の重大なるに鑑み自重せるに他ならざりしも、減俸が直接吾々の家計にほとんど死活の影響を与ふるものなることは日常の生活が実証するところにして、この際幹部諸賢におかれても鉄道特有の職能・立場および生活の実状を顧慮せられ、減俸取りやめのことに尽力せられんことを希望す。右陳情す。

昭和四年十月二十日

鉄道省判任三級俸以上一同⁽²⁶⁾

東京朝日新聞は一〇月一九日朝刊で、一〇月一八日商工省の判任官・雇員の代表者が政務次官にあり、減俸を年収二四〇〇円以下の者に適用しないようにしてほしい、と申し入れたことを報じていた。⁽²⁷⁾ それにもかかわらず、一〇月二〇日夕刊で、鉄道省の記事に「いよいよ行政官起つ」という大袈裟な見出しを掲げたのは、一つには鉄道省の減俸反対運動が罷業に発展する場合の国民生活への影響の大きさを考慮したものでだろう。万一罷業の騒ぎが出来すれば、東京市内の省線をはじめ、全国の鉄道

が止まってしまふのである。

成立して三か月の浜口内閣は次第においつめられてきた。検事や判事、鉄道省や商工省の官吏のみならず、全官吏が包囲網を縮めてきていた。内務政務次官の斎藤隆夫は、一〇月一六日の日記に「官吏減俸発表せらる。世論一斉に攻撃す」と記し、一八日の日記に「官吏減俸問題にて政府の評判急に悪化す。憂ふべし」と記した。⁽²⁸⁾ そのような状況下で、同郷の先輩の満鉄総裁仙石貢や党長老の山本達雄らの説得により、浜口首相は減俸撤回に傾いた。撤回の観測が新聞に報じられたのは、一〇月二〇日の東京朝日新聞朝刊である。⁽²⁹⁾ 一〇月二二日、浜口内閣は閣議で減俸案撤回を決定した。そして、浜口首相の名で声明書を発表した(引用のさい括弧して漢字をふした)。

○政府声明書(昭和四年一〇月二二日)

十月十五日の閣議において決定したる官吏の俸給・在勤加俸等の整理減額の件は世論のすう(趨)⁽³⁰⁾ 向に顧み、本日の閣議においてこれを取り止めることとせり。

(9) 岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第四版(二〇〇一年)二七八頁、二八〇頁。予算発表も政策放送も、典拠は東京朝日新聞。

(10) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一六日朝刊二面。日本図書センター復刻『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月(二〇〇五年)一六の六。

(11) 衆議院・参議院編『帝国議会史』上巻・議会制度百年史第二卷(大蔵省印刷局、一九九〇年)七四九頁。

(12) 法律新聞昭和四年一〇月二三日・第三〇三七号七面。引用中「大正十年後経済界の打撃を」の箇所は「大正十年以後」の脱字か。

- (13) 注(10)と同じ。
- (14) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一七日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月一七の六。
- (15) 注(14)と同じ。
- (16) 若槻礼次郎・前掲『明治・大正・昭和政界秘史―古風庵回顧録』五二頁。
- (17) 楠精一郎「明治三十四年・司法官増俸要求事件」参照。楠精一郎『明治立憲制と司法官』所収、第六章（慶応通信、一九八九年）。
- (18) 兼子一・竹下守夫『裁判法』新版（有斐閣、一九七八年）二二二頁。
- (19) 注(14)と同じ。
- (20) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一八日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月一八の一。
- (21) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一九日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月一九の一。
- (22) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一九日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月一九の六。
- (23) 注(22)と同じ。
- (24) 東京朝日新聞昭和四年一〇月二〇日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月二〇の六。
- (25) 注(22)と同じ。
- (26) 東京朝日新聞昭和四年一〇月二〇日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月二〇の一。一〇月一九日の協議会の決定といひながら、陳情書の日付は一〇月二〇日となっている。原文のまま引用した。
- (27) 注(22)と同じ。
- (28) 前掲『斎藤隆夫日記』上巻六三七頁。続く一〇月二二日の日記に「減俸案撤回に決し、国論急に転廻す。先づ大安心」とあり、翌二二日の日記に「閣議に於て減俸案撤回し、国論鎮まる」とある（六三七〜六三八頁）。前者の撤回は誤字。
- (29) 注(24)と同じ。
- (30) 東京朝日新聞昭和四年一〇月二三日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月二三の一。

二 昭和六年の官吏減俸令と反対運動

浜口内閣の官吏減俸案は、検事らの反対運動に判事らが続き、さらに鉄道省の官吏や商工省の官吏が続いたことにより、大火になる前に内閣自らの手で撤回された。最初に反対を表明した検事らは、司法官の待遇改善が進むどころか、逆に一割減俸するという減俸案に怒りを募らせたのである。判事らも「減俸は我等司法官の実生活に照し不合理である」と反対を表明したことからみて、検事らの思いと共通していた。

すなわち、そのさい判事らは、正面から裁判所構成法第七三条その意に反して「減俸セラル、コトナシ」の規定を根拠としなかった。しかし、新聞報道によると、一〇月一六日深夜のことか、司法部首脳会議で小山検事総長がこの点を渡辺法相に指摘したらしい³¹。そればかりでなく、政府が減俸を撤回して数日後、東京朝日新聞が掲載した美濃部達吉の論説は、この点を眼目としていた(引用のさい傍線をひいた)。

○「官吏減俸案の撤回」(美濃部達吉)

唯法律問題としてこゝに一言付記して置きたいのは、少くとも判事に関しては、法律によらず勅令をもつてこれを減俸することは、裁判所構成法第七三条の規定に違反するもので、憲法上許されないとあることである。判事はたゞに終身官としてその意に反して免職せられない権利が有るのみならず、又その意に反して減俸せられない権利を保障せられて居る。これは決して単に特定人に対する減俸のみ禁止して居るのではなく、一般的の減俸をも禁止して居る趣意であることはいふまでもない。判事に在つては、官職と同様に俸給をも既得権として保障せられて居るのであつて、行政権によつてその権利をはく奪し削減することは、全く許されないの

ある。若し判事に対し一律的に減俸を行はんと欲するならば、必ず法律によるの外は無い⁽³²⁾。

さて、統帥権干犯問題が原因で右翼に狙撃され腹部に重傷をおった浜口雄幸は病状が悪化して、民政党総裁・内閣総理大臣の座を若槻礼次郎に譲った。第二次若槻内閣が発足したのは、昭和六年四月一四日である。世界恐慌の幕がきつておとされた最中に金解禁を行った日本は、経済も社会も、都市も農村も大混乱に見舞われた。そのような状況下で、若槻内閣は浜口内閣の政策を踏襲し、歳入減をきりぬけるため、昭和六年五月一六日、行政整理準備委員会の立案に基づく官吏減俸を六月一日から断行することを内定した。その日首相官邸の会議に参加したのは、若槻首相をはじめ、井上準之助蔵相、安達謙蔵内相、江木翼鉄相の四人である⁽³³⁾。

東京朝日新聞五月一七日期刊は、二面で「減俸辞令を受取らぬ——裁判所構成法をたてに、司法部内の強硬意見」という見出しの記事を掲げた。この記事の核心は「勅令をもつて司法官の減俸を断行する事は裁判所構成法第七十三条に対する一解釈にすぎず、万一政府がこの解釈を固持して身分の保障ある司法官に高圧的態度で減俸を断行するならば減俸辞令を受取らずこれを法律的に争ふ」という点にある⁽³⁴⁾。さらに、その横に「辞令を拒んでも、免職はされない——司法官の減俸は勅令では駄目」の見出しの下、より詳しい記事を掲げた。この記事は勅令で減俸できないと主張する理由を、次のようにあげている。

○「辞令を拒んでも、免職はされない

——司法官の減俸は勅令では駄目」

一、裁判所構成法第七十三条は個々の司法官の身分保証のために定められたものでなく、司法官全般についての規定であると解釈してゐる。

一、即ち、他の行政官が自由に減俸あるひは退職せしめられても、司法官はかゝる事のないのが司法官の特殊の地位ある所以で、司法権の独立もこれ等身分の保証と重大な関係がある。

一、従つてかゝる地位にある司法官を法律によらず単に勅令を以て減俸し得ぬはずである。

一、かつ司法官現在の待遇は行政官のそれよりも悪く、これを行政官並に引あげずそのまま減俸するのは不当である。

一、勅令により司法官が減俸せられた前例は明治二十四年に一回あつたが、当時司法部では法律的解释を忘れて減俸辞令を受取つたので減俸となつたに過ぎず、現に廿四年の時なぜ司法官は減俸辞令を丸飲みにして受取つてしまつたかと物笑ひになつてゐる位で、不当なりと考へれば減俸辞令を受取らなくても何等差支へない³⁵⁾。

この強硬意見は裁判所構成法第七三条を論理の根底におくことから、検事側でなく無論判事側がもちだしたものである。その主張するところは、二年前の減俸反対のさい美濃部達吉が論じたところをなぞつていた。ただ一つ、学者と違い裁判官らしく前例を正確にあげていた。すなわち、明治二四年勅令第一三四号判事検事俸給令は、最初の議会で山県内閣が歳出削減・行政整理実行を民党に約束して予算を成立させたことから、明治二三年勅令第一五八号判事検事官等俸給令の定める俸給を削減した。例えば、大審院部長の年俸は四五〇〇円か四〇〇〇円から一律に三五〇〇円に減額し、地方裁判所部長は一四〇〇円ないし一〇〇〇円から一二〇〇円ないし九〇〇円に減額した。

一方、東京朝日新聞五月一九日夕刊は、一面冒頭で「司法官の減俸も、勅令を以て遂行―大審院の諒解を求む」の見出しの下、短い記事を掲げた。これは、政府は、判事らに強硬な反対意見があるためその減俸手続きについて現在考慮中ながら「一般と同様、勅令改正によつて目的の遂行を計らんと希望し、内々大審院方面に諒解を求めつゝある

様である」という、観測記事である。⁽³⁶⁾ 政府とすれば、裁判所構成法が第七六条「判事ノ官等俸給及進級ニ関ル規程ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル」という規定をおき、現に明治二四年勅令第一三四号で減給を行ったことがあるから、今回も勅令により減給を行いたいのである。

ところが、またぞろ美濃部達吉が東京朝日新聞五月一九日朝刊二面に論説をよせ、勅令による減俸を裁判所構成法第七三条違反だと主張した。前の論説と同じ点を略し、それに追加された点を掲げる（引用のさい傍線をひいた）。

○「裁判官の減俸は違法、但し法律上抗争の途なし」（美濃部達吉）

判事の減俸を勅令でなし得るや否やの問題に付いては私は勅令ではなし得ないものと信じて居る。それは裁判所構成法第七十三条の明文によつて更に疑を容れないところであるのみならず、司法権の独立の精神からいつても当然の事理であると思ふ。

もちろん同法の第七十六条には判事の俸給は勅令の定むる所によるとあるけれども、これは俸給金額の定を勅令に委任するだけの趣意であつて、減俸をまで勅令の権限に任かした趣意と解すべきではない。（中略）

判事の減俸は右述ぶる如く勅令を以てはなし得ないものであるが、しかしそれにも拘らず、勅令を以てこれを断行した場合には、その結果は何うなるかといへば、これに対しては判事は裁判上には全くこれを争ふべき途は無いものといはねばならぬ。

十七日朝の本紙には減俸の辞令を受取らないといふやうな事が掲載せられて居たが、俸給令が改正せられても一々各個の判事に対し辞令が発せらるゝのではないから、辞令を受取るといふことは始めから問題とならないのである。⁽³⁷⁾（後略）

勅令を以て判事の減俸を行うことを美濃部が不可とするのは、①裁判所構成法第七三条のその意に反して「減俸セラル、コトナシ」の規定は個々の判事の減俸でなく、一般的に判事の減俸を禁止している。そのため、一般的に減給するには法律の改正を以てするしかない。②裁判所構成法第七六条の判事の俸給に関わる規程は「勅令ノ定ムル所ニ依ル」の規定は確かに俸給額を勅令に委任しているが、この勅令は第七三条が存在するから減俸を内容とすることができない。これら二点を根拠としている。美濃部の論説の一句後、名古屋控訴院長の立石謙輔が法律新聞に寄稿した論説も、主としてこれら二点を力説していた(原文の傍点を引用のさい傍線に直した)。

○「判事と其減俸」(立石謙輔) ①

裁判所構成法第七三条には、第七十四条・退職の決議、第七十四条の二・停年退職、第七十四条の三・転所の決議、第七十五条・待位減俸、の場合を除く外、判事は「刑法の宣告又は懲戒の処分¹に由るに非ざれば其意に反して転官、転所、停職、免職又は減俸せらるゝことなし。但云々」と規定してある。であるから、減俸といふことに関する限り「判事は其意に反して減俸せらるゝことなし。但懲戒の処分²に由るときと第七十五条の適用を受くるときとの以外に於ては絶対³に其在職中は減俸せらるゝことなしである」。(中略)

裁判所構成法第七六条には「判事の官等俸給及進級に関する規定は勅令の定むる所に依る」と規定してはあ
が、此規定は在職中の判事の減俸を結果せざる範囲内に於てのみ実行せらるべきものである。しかも、此勅令は
憲法第十条に基く大権命令ではなく同条但書に所謂他の法律(裁構法)に特例を掲げたるものに該当するので、
学者の所謂委任命令に属するものであることを注意せねばならない。³⁸⁾

立石は、この委任命令の箇所に注記して「構成法の草案には『法律の定むる所に依る』とありしことを注意せねば

ならない。そして其当時行政権万能時代であつたから、本来裁構法の立前が判事の地位、身分、俸給等一切の事項を法律で取扱ふことになつておるに拘はらず、一時的の便利の爲め、即ち細密なる俸給進級等に関する規定を設くるのに議会の協賛を経たり枢密院の議を経たりすることが面倒であると云ふ考から『法律』を『委任命令』に代へたに過ぎない」と指摘している。³⁹この点、元は勅令とあつた原案が枢密院の事前審査で法律と直されて明治二二年六月枢密院議場にでたさい、山田顕義法相が判事の官等（官吏の等級）や俸給は「当分ノ間ハ猶ホ確定ノ規則ヲ制定シ難クシテ往々変更ヲ要スルノ必要アラン。全体ノ秩序整頓シテ屢々是等ヲ変更スルノ必要ナキニ至ラハ法律ヲ以テ定ムルコト穩当ナル可シト雖モ、今日ノ情態ニ於テハ勅令ヲ以テスルニ非サレハ實際不便多シ」と率直に説明していた。⁴⁰

○「判事と其減俸」（立石謙輔）②

若し或論者のいふが如く、裁判所構成法第七十三条の減俸は個別的に判事の減俸を行ふことのみを意味し一般的に減俸する場合を含むものではないから、一般的に俸給令を勅令で改正するならば判事の在職者に対して減俸することが差支ないといふことを正しき法の解釈であるとするならば、結局、裁判所構成法第七十三条の規定は懲戒減俸だけは法律の定むる所に由るべく、其他の減俸は総て勅令で出来るといふことになる。

例へば、外に給料を得て他の事務を行ふ場合、官吏又は其家族が商業を営む場合、一定期間缺勤したるとき、一定度数遅参したるとき、無届又は許可なくして在職地を離れたるとき、相続等の理由によりて俸給以外の収入あるとき、等々々の場合には減俸することを得る旨を勅令で定めることが出来ることになるから、一般的に勅令で場合を定めてさへ置けばどんな減俸でも出来るといふことになり、懲戒といふ名の付く減俸だけが法律でなければ出来ぬといふに過ぎないことゝなるから、懲戒法の減俸に該当するような各場合を予想して勅令で一般的に

懲戒といふ名を付けずに減俸のことを定めておけば、懲戒法の減俸といふことは有名無実になつて仕舞ふのではあるまいか。そうだとすると、裁判所構成法第七十三条の「懲戒の処分によるに非ざれば其意に反して減俸せらるゝことなし」との規定は、結局空文となつて仕舞ふのである。従て憲法第五十八条の大精神を蹂躪することになるのである。寔に由々しき問題ではあるまいか。⁽⁴¹⁾

繰り返しとなるが、勅令による判事の減俸を美濃部や立石が不可とするのは、裁判所構成法第七十三条は個々の判事の減俸でなく一般的に判事の減俸を禁止していると解釈し、裁判所構成法第七六条の勅令は減俸を内容とすることができないと解釈するためである。これに対して減俸令問題が大騒ぎとなつた頃、勅令による判事の減俸を可とするのは、ごく少数派だつた。その一人が佐々木惣一であり、今一人は立石の論説と同じ号の法律新聞に掲載された「減俸問題に関する美濃部博士の論説を読む」の執筆者たる山口与八郎という弁護士である。山口は、まず美濃部が第七三条の減俸の意義を明らかにしていないと詰り、減俸とは俸給令の定める「定俸を給せざることを指す」と定義した上で、美濃部と逆に、第七六条が「勅令に俸給金額の定めを委任して居るならば、其増減も亦勅令で自由に行ひ得るのではあるまいか。それとも博士はたつた一度金額の定めを委任して、其定めた金額を変更して定め直すことは委任して居らぬとでも申されるのであろうか。苟も金額の定めを勅令に委任して居るならば、其金額の増減権も委任の内容とするにあらざれば委任の意義をなさないのである」と批判したのである。⁽⁴³⁾

さて、美濃部の右の論説を掲載する東京朝日新聞五月一九日朝刊は、二面冒頭「構成法を改正せず、減俸断行には反対―法律擁護の立場から、東京地方裁判所民事部起つ」という、勇ましい見出しの記事を掲げた。すなわち、五月一八日東京地方裁判所民事部の判事一同が退庁後裁判所に残り協議したところ、政府が裁判所構成法第七三条に違反

して「裁判官の地位の保障をおびやかすは不当」で、今後のこともあるから「この際断固として法律を擁護し法律の規定に従はしめねばならない」と意見が一致した。そこで民事部が刑事部・予審部に連絡した結果、五月二一日午後民事部・刑事部・予審部の判事一同の連合協議会を開催する段取りとなった、⁽⁴⁴⁾ といふのである。

東京朝日新聞五月二〇日朝刊は二面冒頭「減俸中止の意見書、けふ提出に決定す―廿万職員代表の名で鉄相に、火の手高等官に及ぶ」という大きな見出しの下、五月一九日の鉄道省現業員らの動静を記した記事と、高等官の参加を予測する記事を掲げた。さらに、その横に「法律擁護の運動、全国的に波及せん―刑事部、予審部も起つ」の見出しの下、同じ五月一九日の東京地方裁判所刑事部・予審部の動静を記した記事を掲げた。この記事は「判事の中には、名古屋、仙台、広島その他各地の裁判所所属の判事に対して、今回の法律擁護の趣旨を説明して賛同を求める意味の親展書を十九日発送してゐるから、この動きは全国的のものとなる形勢にある」と結んでゐる。⁽⁴⁵⁾

一方、政府は、五月一九日の閣議で江木翼鉄相が行政整理準備委員会の立案に基づく官吏減俸案の具体的な内容を説明した。閣議は減俸方針を承認した上で「今度の減俸は一般的に行ふものであるから司法官に対しても勅令を以てする事は致方ない。法律では間に合はないし緊急勅令は妥当でない。政府としても今回は断然たる覚悟を以て臨むのであるから一二司法官の反対に恐れて方針を変へるが如き事あつてはならぬ」と申し合わせた。⁽⁴⁶⁾

しかし、前回の減俸案は中級官吏以上を対象としたのに対して、今回の減俸案は月俸五〇円以上の下級官吏も対象とすることから、官吏減俸の旗振り役たる江木鉄相の膝元の鉄道省では、五月二〇日日本省・東鉄管内の高等官・判任官が団結して鉄相に減俸反対の陳情書を提出したし、反対運動は各地の鉄道局に波及し始めた。五月二一日には通信省官吏も団結して、小泉又次郎逋相に減俸中止の陳情書を提出した。⁽⁴⁷⁾

五月二一日午後、東京地方裁判所・東京区裁判所の判事らは区裁判所で判事連合協議会を開いた。地方裁判所から民事刑事の各部長、各裁判長、上席・次席の予審判事、区裁判所から監督判事、民事刑事の上席判事、破産執行上席判事ら三三人が出席し、減俸問題と裁判所構成法第七三条の問題について協議した結果、行政官と同じく勅令を以てする減俸に絶対に反対することに意見が一致し、その趣旨を文書として渡辺法相に提出することを決定した。⁽⁴⁸⁾ 反対の理由を報じる東京朝日新聞五月二二日朝刊は、二面冒頭「減俸反対運動白熱化す、全裁判官結束固く、法理論で反対へ直進―けふ法相に反省を促す」という大きな見出しを掲げた。

○「全裁判官結束固く、法理論で反対へ直進

―反対の法的理由」

構成法第七三条は個々の場合に関する規定のみでなく全般的の減俸に関する規定である。その理由は七十三條は憲法第五十八條の趣旨を敷えんした規定であつていづれも司法権の独立並に裁判官の地位・待遇の保障に関するものだから、当然裁判官全体に関する規定と解せねばならない。又七十三條の字句からいつても刑法の宣告又は懲戒の処分による場合の外は免職減俸さるゝことなしとなつてゐて、結局刑法の宣告・懲戒処分の外は如何なる方法手段をもつてするも免職減俸するを得ないことは明らかだ。刑法の宣告・懲戒処分の如何によつては一部の裁判官に対することも全般に對して起つてくるに過ぎない。七十三條が個々の規定だとの説を立てるものは刑法の宣告とか懲戒の処分といふことは個人々々の場合に起るので裁判官全般として発生しないから個々の規定だと解するらしいが、これは法律の文理解釈でない。七十三條を近代的な表示とすれば裁判官の意に反して免職減俸するを得ず、但し刑法の宣告又は懲戒の処分の場合はこの限りにあらずといふ意味であつて、禁止の趣旨が

原則となつてゐる。⁽⁴⁹⁾

このうち「刑法の宣告・懲戒処分如何によつては一部の裁判官に対することも全般に起つてくる」という箇所は意味がとりにくい。ともあれ、この反対の理由は昭和四年一〇月の美濃部の所論や、本稿がその箇所の引用を略したが、昭和六年五月一九日の美濃部の所論にそつている。さらには、昭和六年五月三〇日の法律新聞掲載、立石の論説の一部を先取りするものである。

東京朝日新聞五月二二日朝刊二面は、冒頭で東京の判事らの結束を報じるとともに、その横で「勅令による減俸は明かに法律違反—司法省、大審院の決定解釈」の見出しの下、それら官庁の動静を報じた。すなわち、司法省は五月二一日午後、小原次官をはじめとする局課長会議で減俸問題に対する裁判所構成法第七三条の解釈について協議した結果、第七三条は「文理的に解釈しても更に又精神的解釈をしても共に勅令による一般的減俸を禁じて居る」という解釈に一致したが、部外への影響を慮つて正式な決定はしなかつた。一方、大審院は同じ五月二一日午後、部長会議でやはり第七三条の解釈について意見交換を行ったが、その結果は司法省局課長会議の結論と一致した。⁽⁵⁰⁾

東鉄・大鉄・名鉄・札鉄・門鉄など全国鉄道の騒然たる危機感が社会に広まる中、五月二二日、政府は閣議で減俸の大綱を決定した。①奏任官以上に加え、月俸一〇〇円以上の判任官に限り減俸する。②閣僚を除く親任官や勅任官は一割二分ないし一割四厘減、奏任官は一割一分ないし五分八厘減、判任官は八分一厘ないし五分減とする。③六月一日から実施する。④司法官も一般官吏と同様勅令を以て断行する、というのである。⁽⁵¹⁾

ところで、今回は反対運動の先陣をきつた検事らは、今回は鳴りを潜めていた。検事らの反対運動が東京朝日新聞に報じられたのは、五月二三日鉄道省本省・東鉄の全職員大会が江木鉄相不信任を決議したことや、翌二四日の全国

鉄道現業委員大会のため地方代表らが続々上京する様子を報じる、五月二四日の夕刊・朝刊である。夕刊は「検事も起つ」の見出しを、朝刊は「生活権を新旗印に、検事団も遂に起つ―反減俸の決議提出」の見出しを掲げた。どちらも東京区裁判所検事局の検事らの反対運動を扱い、五月二三日午後、区裁判所の全検事二五人が協議した結果、判事らの法律擁護の主張を応援するのみならず、それに加え「行政官に比して司法部が従来とても低い俸給率に置かれてゐた事が既に遺憾であり、昇給も近来緊縮予算のため遅れ消極的意味の減俸を受けてゐる。この上更に減俸せられるにおいては高等官中比較的等級の下にゐる者の多い区裁判所の検事は司法官としての対面を保つだけの生活が事実上不可能となる」旨を強調する陳情的決議書を作成し上司に提出することとした、と報じている。⁵² この決議書の内容が目新しかったことから「生活権を新旗印に」という見出しとなったのだろう。

政府は、反対運動の激しさと広がりにおされ、当初予定した減俸案を緩和して、五月二二日の大綱決定のさい減俸の対象を月俸五〇円以上から一〇〇円以上に緩和した。しかし、五月二五日、鉄道省本省および東鉄局をはじめ全国六地方局の高等官・判任官ら全職員が辞表を提出する騒ぎとなった。その日の夕方、江木鉄相は、諸給与手当は減額しない、退職賜金の永久制を確認する、自然減員によらない積極的人員整理を行わない、という減俸以外の三条件を提示して職員側と妥協した。⁵³ この妥協を報じる東京朝日新聞五月二六日朝刊二面は、鉄道省職員らの火事場泥棒的な妥協に各省官吏の態度が悪化し、通信省の減俸反対期成同盟は態度を硬化させたという記事や、東京控訴院の判事らが勅令を以てする減俸に反対を決議したという記事や、東京区裁判所の検事らが渡辺法相に対して生活権を主張して減俸反対を訴えたという記事を掲載した。⁵⁴

五月二六日、若槻内閣は減俸閣議を開いた。午前一〇時開会、正午の休憩を挟んで再開し夕方六時まで、七時間に

及ぶ閣議で、減俸案を正式決定した。翌二七日、官報号外を以て、勅令第九九号高等官官等俸給令中改正の件、勅令第一〇〇号判任官俸給令中改正の件をはじめ、二〇を数える減俸勅令を公布した。東京朝日新聞五月二七日朝刊二面は、紙面の左上、枠で囲み「減俸案正式に決定」の見出しの下、第九九号・第一〇〇号の骨格を報じた。

○「減俸案正式に決定」

―原案の最低率三分に修正、判事には特別規程を設く

―六月一日より実施―

一、減俸率。親任官、奏任官及び判任官四級俸（百円）以上の範囲に限り最高二割、最低五分。

一、減俸経過規程。判任官俸に限り特に経過規程を設けて現給の減額緩和を計ることとし、今後の昇給者より改正俸給令を適用する事。即ち緩和規程による減俸額は四級俸三分減（九十七円）とし、三級俸以上順次増率し特別俸に至つて改正俸給令により一割減の百八十円とす。

一、判事の俸給。判事の俸給は勅令に特例を設け、勅令中に「特に減俸に同意せざる者に対してはこれを適用することを得ず」との意義を付加し、第六十議会に改正法律案を提出すること。

一、年功加俸及び指定地。加俸も同時に改正すること。但し在勤地加俸は別個に改正す。

一、勅令公布及び施行期。同勅令案は二十七日上奏御裁可を仰ぎ、二十八日付官報で公布して六月一日より施行の予定。⁵⁵（後略）

新聞報道中、五月二八日付官報で公布の予定というのは、政府は二七日中に官報号外を以て公布した。判事の特別規程というのは、勅令第九九号の附則中の一項にすぎず特別「規定」の誤り。判任官の経過規程というのは、これも

勅令第一〇〇号の附則中の一項にすぎず経過「規定」の誤りである。五月二六日の減俸閣議後、若槻首相の名で発表した声明書は、次のようである(引用のさい脱字を補った)。

○政府声明書(昭和六年五月二六日)

減俸は実に今日の一般国民生活の苦悩に対し、官吏も又その犠牲を分担して難局の打開に努力するのやむ無き事情であることを認めたからであります。

内外一般の不況は既に昭和五、六両年度において著るしく国庫歳入の減少を生じ、昭和七年度予算の編成は更に一層の困難を予期せしむる事に至つた。この歳入不足は思ひ切つた経費の大節減をもつてこれに応ずることになければ、遂に国民の負担を過重することに結着せねばならぬ。国民負担は極力これを避けなければならぬことはいふまでもない。ここにおいて政府は行政・財政・税制の三大整理を断行し経費を節減すると共に、国民負担の均衡を計るの急務な事を認め鋭意これが準備を進めつつある。

この際俸給令の改正に関しては調査成案を得たので、まづこれより手を下した次第である。(中略)政府は減俸を実現せんとするに当り(官吏が)国民とともに犠牲奉仕の精神を振起し、この難局に対して堅忍不拔の国民性を発揮せんことを切望するものである。³⁶⁾

東京朝日新聞が減俸令の内容を詳しく報じたのは、五月二八日夕刊である。五月二八日夕刊は、一面のほぼ全部を減俸令の報道にあてた。まず俸給改定要綱を掲げ、次に高等文官、判任文官、武官の順に現俸額・新俸額・減額の表を掲げ、二〇の減俸勅令の名称を掲げた。その次に「判事には除外令」の見出しの下、勅令第九九号高等官官等俸給令中改正の件の附則第八項を掲げたのである。³⁷⁾

五月二八日、渡辺法相は、法相官邸に小原次官をはじめ、牧野大審院長、小山検事総長、東京控訴院の院長・検事長、東京地方裁判所の所長・検事正らを集め、附則付きの減俸令を発表するに至った閣議の経過を説明した。裁判所側の主張が通ったことから、一同は法相の労を多としたという。この席上、残る問題として判事らが減俸を承諾するか頑張るか、承諾しないが減俸額を寄附するか、この点は各人に任せようという話となった⁽⁵⁸⁾。

減俸令の内容を詳しく報じる東京朝日新聞五月二八日夕刊は、同じ一面で「差別的待遇に、検事団大不満―撤回のため抗争形勢」の見出しの下、検事が一般行政官と同じ扱いとなったことに対して、東京区裁判所や東京地方裁判所の検事らが納まらない様子を報じた。中でも区裁判所の検事らは五月二七日朝から協議を重ねたが、議論百出、少壮検事らは「既に検事は司法権独立のため常に第一線に立つて政治的圧迫に屈せず国家機関として職務を遂行して来てる上に、司法部内においては判検事の間には何等差別的待遇を予期しなかつたのに、政府の決定は全く意外であるからこの不公平は是が非でも撤廃させよう」と主張した⁽⁵⁹⁾という。

日にちが前後するが、減俸閣議と勅令第九九号・第一〇〇号の骨格を報じる東京朝日新聞五月二七日朝刊は、社説を以て浜口内閣の減俸令を批判した。すなわち、政府が最初減俸案の実施日を六月一日としたのは、歳入不足を補填するため月俸五〇〇円をこえる官吏全部を減俸し二〇〇〇万円以上の財源をえるためだった。その後方針を変じて月俸一〇〇円以上としたため財源として七、八〇〇万円程度となりそうだが、これでは七、八〇〇〇万円に達すると予想される今年度歳入不足の補充として、万難を排して真つ先に決定するほどのことではない。政府は鉄道省の職員には人員整理をしない、退職賜金・給与金の規程を確立し減額しないと公約したが、どちらも合理性がない。判事の減俸に対する特別扱いは「今回の減俸実行が如何に不合理であるかを更に明白に語るものだと思ふ。政府は裁判所構成法

の規定を尊重し判事の減俸については一々本人の諾否を得、その上実行する由であるが、全判事の任意の承諾を得ることは望み得ることではなく、結局判事の減俸は裁判所構成法の改正を待つて実行する外はないのである。然るにその改正が果して成立し得るかは疑問である。第一かやうな失態を演じた現内閣が次の通常議会まで存続し得るか、疑問である」と、手厳しく批判したのである。⁶⁰この社説の予想したとおり、昭和六年二月一日、若槻内閣は安達内相の制御に失敗し、閣内不統一を理由として総辞職した。

(31) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一九日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月一九の一。見出しは「判事の減俸は、法律違反―構成法七十三条をタテに、内閣の責任問題究弾」とある。

(32) 東京朝日新聞昭和四年一〇月二五日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月二五の六。

(33) 東京朝日新聞昭和六年五月一七日夕刊一面。日本図書センター復刻『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月（二〇〇三年）一七の一。見出しは「官吏の減俸実施期、六月一日と内定す―けふ四相協議の結果」とある。

(34) 東京朝日新聞昭和六年五月一七朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月一七の六。

(35) 注(34)と同じ。二つの記事は記者が違うらしく、身分保障・身分保証、もつて・以ての表記の違いがある。

(36) 東京朝日新聞昭和六年五月一九日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月一九の一。

(37) 東京朝日新聞昭和六年五月一九日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月一九の六。

(38) 法律新聞昭和六年五月三〇日・第三二六八号三面。引用中、第七六条判事の官等俸給および進級に關わる「規定」は勅令の定むる所に依る、は「規程」が正しい。此「規定」も此「規程」が正しい。第七十五条・待位減俸は「其ノ判事ヲ補スヘキ關位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス」の略。

(39) 注(38)と同じ。

(40) 国立公文書館所蔵『枢密院會議議事録』第三卷（東京大学出版会、一九八四年）二四五頁。憲法第一〇条により文武官の

俸給を定めるのは天皇大権に属するのに、判事の官等・俸給を法律の定めるところとすると、判事の官等・俸給に対して天皇大権は「藻抜けの殻」になると評した(二四五頁) 副島種臣顧問官が、司法権独立・判事の独立を確かにするため勅令でなく法律とするのを可とする河野敏鎌顧問官の意見に賛成した(二四七頁) 事情は、よんでいてわかりにくい。

(41) 法律新聞昭和六年五月三〇日・第三二六八号三、四面。

(42) 注(38)の「判事と其減俸」の末尾で立石は追記して、佐々木一人が判事の一般減俸を結果する勅令改正を不当ではないとの説を発表している、と記している(法律新聞昭和六年五月三〇日・第三二六八号四面)。佐々木の論説は今、調査中。

(43) 法律新聞昭和六年五月三〇日・第三二六八号五面。定、定め、の送りの不揃いは原文どおり。委任の「意義」は誤字。

(44) 注(37)と同じ。

(45) 東京朝日新聞昭和六年五月二〇日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二〇の六。

(46) 東京朝日新聞昭和六年五月二〇日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二〇の一。末尾「如き事(が)あつてはならぬ、は脱字。

(47) 鉄道省の記事は、東京朝日新聞昭和六年五月二一日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二二の一。通信省の記事は、東京朝日新聞昭和六年五月二二日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二二の六。

(48) 東京朝日新聞昭和六年五月二二日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二二の六。

(49) 注(48)と同じ。

(50) 注(48)と同じ。

(51) 東京朝日新聞昭和六年五月二三日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二三の一。

(52) 東京朝日新聞昭和六年五月二四日夕刊一面、朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二四の一、二四の六。

(53) 東京朝日新聞昭和六年五月二六日夕刊一面、朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二六の一、二六の六。

(54) 東京朝日新聞昭和六年五月二六日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二六の六。

(55) 東京朝日新聞昭和六年五月二七日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二七の六。

(56) 注(55)と同じ。

(57) 東京朝日新聞昭和六年五月二八日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二八の一。除外令という見出しは無論除外「例」の誤り。

(58) 法律新聞昭和六年六月五日・第三二七〇号一面。

(59) 注(57)と同じ。

(60) 東京朝日新聞昭和六年五月二七日朝刊三面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二七の七。社説の見出しは「減俸案の決定」とある。

三 勅令第九九号附則第八項

若槻内閣は歳入不足を補填するため、昭和六年五月官吏減俸令を公布し、六月一日から施行した。ただ勅令を以てする減俸は裁判所構成法第七三条違反だという判事らの反対運動を司法省・大審院が支持したことから、政府は勅令第九九号高等官官等俸給令中改正の件の附則中に第八項をおくことを余儀なくされた。小さな記事ながら、新聞報道によると、第八項に従い、もし判事ら全員が減俸に同意すれば、一か年の減額は三九万円となり、検事の減額一九万円、裁判所書記四万円、刑務官五万円、本省その他三万円を合算して、司法省所管の減額総額は一か年で七〇万円となる。⁽⁶¹⁾

勅令第九九号施行時の判事の定員は、親任官・勅任官・奏任官をあわせて一二四九人である。⁽⁶²⁾若槻内閣は昭和六年七月二三日、勅令第二〇〇号裁判所職員定員令中改正の件を公布して、大正九年勅令第五六六号裁判所職員定員令の

定める奏任判事の定員一〇五五人を一〇四一人に減じたため、判事の定員は一四人減の一二三五人となった。減俸の同意は一二五〇人ほどの判事一人一人にかかっていた。

勅令第九九号の附則中に第八項をおくについては、判事らの減俸反対運動を側面から応援した美濃部達吉の影響を忘れてはならない。これまでみたように、美濃部は勅令を以てする判事の減俸を裁判所構成法第七三条違反だと力説した。すなわち、勅令による減俸は判事の身分保障の侵害となるから、法律を以てしなければならぬ、というのである。第七三条の保障する反意転所・停職の禁止を棚上げとするため、第一次山本内閣が大正二年法律第七号で判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律を公布したことを、おそらく強く意識していたのだろう。市村光恵や清水澄が大正二年法律第七号を憲法第五八条違反⁽⁶³⁾とするのに対して、美濃部は帝国議会重視の立場から「大正二年ノ行政整理ニ際シ法律ヲ以テ臨時定数ヲ限リテ判事ノ休職ヲ命ジ得ベキコトヲ定メタルガ如キ、敢テ憲法ニ違反スルモノト謂フヲ得ズ」と主張したのである⁽⁶⁴⁾。

もともと、美濃部が勅令を以てする判事の減俸を裁判所構成法第七三条違反⁽⁶³⁾として、同法第七六条を「俸給金額の定を勅令に委任するだけの趣意であつて、減俸をまで勅令の権限に任かした趣意と解すべきではない」と解釈するのは、山口与八郎弁護士が論じるとおり強引な解釈だった。同じ法律新聞紙上、その二旬後に掲載された小野実雄という弁護士の「司法官減俸の法律的考察」の論説も、山口と同じ論理を使い美濃部や多数説の第七三条解釈に疑問をなげかけるものだった⁽⁶⁵⁾。美濃部や多数説が正しいという保証はなかった。しかし、政府は、美濃部の論説や多数説を根拠とする大勢の判事らの減俸反対の大きな声にひきずられたのである。

さて、話を元に戻す。勅令第九九号の附則第八項について、東京朝日新聞五月二八日夕刊は、牧野大審院長や和仁

東京控訴院長の話として「一般官吏が六月から減俸されるのに判事のみ一年近くも減俸を延期されることは、国民の司法部に対する同情を失ふ所以になる」という記事を掲載した。同じ夕刊は、小原司法次官の「判事の減俸は各判事の主張を考慮して法律によることとなつたわけで、来議会で法律が協賛されるまでは判事には従来通りの俸給を支給する。決して大臣の方から積極的に働きかけて寄付を強要しない」という談話も掲載した。裁判所、司法部、二者の考え方にズレがあり、見出しは「裁判所側では判事の寄付勧誘―司法部は積極に出ぬ」である⁶⁶。

東京朝日新聞五月二九日朝刊は、これについて「判事の俸給は、任意の寄付―控訴院内に有力意見」という見出しだけで、ほとんど内容のない記事を掲載した⁶⁷。五月三〇日午後、東京地方裁判所・東京区裁判所の全判事一三三人が地方裁判所で協議会を開き附則第八項の同意や減俸額の寄付について論議したが、牧野・和仁の話や五月二九日朝刊の見出しに対する反発もあつたらしく、協議会は「あくまで法律改正を要求して、寄付又は減俸申出での挙に出ない事に一致した」という。協議会の様子を報じる、東京朝日新聞五月三一日朝刊の記事の見出しは大きく「東京裁判所の全判事、俸給寄付に同意せず―首脳会議の決定に反対」⁶⁸と、大変仰々しいものとなった。

六月一日、牧野大審院長の求めにより、判事減俸問題に関する控訴院長会議が大審院で開かれた。出席者は控訴院長七人と大審院の各部長である。牧野が最初に「判事法律擁護の点は成功したのだし、行政官、殊に検事が減俸になるのだから、判事としてもこの際減俸額に相当する金額を国庫に寄付するやうにしてはどうだらうか」と提案したが、下級判事の意思を拘束してはならないという反対論が強く、各自の自由意思に任せることとなった⁶⁹。

一方、六月三日、東京控訴院・東京地方裁判所・東京区裁判所の各検事局の検事らが実行委員一五人を選び、検事の差別待遇を訴える上申書を作成して、近く渡辺法相に提出するという。その内容は「①法文上身分保障は判事のみ

明記され検事に対しては与へられてゐないが、事実上は今日まで検事と判事を差別待遇された歴史がなく、自他共に判検事は対等のものと考えられて来た。②この司法部の善良なる伝統を破つて判事と検事を区別するなら、将来司法官試補に検事希望者が激減して検事の質を低下するであらう」などというものである。⁷⁰もつとも、この上申書が提出されたかどうかは明らかでない。

六月四日、大審院の全判事会、東京控訴院管内の地方裁判所長会議、東京地方裁判所の刑事部判事会、三つの会合がそれぞれ別個に開かれた。新聞報道によると、各会合では法律擁護の目的は達せられたから、検事や判任官の書記が減俸されるのだから、判事は遠慮するべきだという意見が有力になったという。東京朝日新聞六月五日朝刊二面をみると、大きな文字の「判事急に軟化し、大勢減俸に同意―きのふの各会合で」の見出しが目に入るし、同時にその横の「献金論者も、減俸承認に合流―大審院の判事会」の見出し、その下の「大阪判事団も、全部賛成」の見出しが目に入る。⁷¹事態の進展が速いようである。

しかし、六月六日、東京地方裁判所の民事部判事会では、六〇数人の判事のほとんど全員が減俸不同意で、献金についても必要なし、の強硬論が大勢をしめた。東京朝日新聞六月七日朝刊は、この記事を掲載して「民事部の判事は減俸不承認―東京地方裁判所強硬」の見出しを掲げた。⁷²この民事部は今回の減俸反対運動の震源地となったところであり、一筋縄でいきそうになかった。

その後、東京朝日新聞六月一二日朝刊には、二面に「減俸諾否回答、十五日までに―司法省の通牒」という見出しのごく小さな記事が掲載された。内容は、六月一日、司法省が各院長・各所長に「俸給支給の関係上、管内判事の減俸諾否を取まとめの上来る十五日までに人事課あてに報告するやう通牒を発した」というものである。⁷³また、東京

朝日新聞六月一三日夕刊には、減俸による節約額が各省ごと数字で示す記事が掲載された。司法省については、判事全員が減俸に同意するとして、本年度一〇か月分六二万七二九〇円、平年度七五万二七四八円。判事の減俸は本年度一〇か月分三三万九〇〇〇円、平年度四〇万七〇〇〇円で、⁷⁴司法省節約額の半分をしめている。

東京朝日新聞は、六月一七日夕刊一面、六月一八日朝刊二面、六月一九日朝刊二面と連日判事の減俸同意・不同意の人数を掲載した。六月一九日朝刊は「判事の減俸反対、総数の一割―全部の報告終る」の見出しの下、判事の現員数一三〇二人のうち、減俸の同意者一一五六人、不同意者一四六人で、不同意者のうち一九人は減俸額を国庫に寄附する申し出をしているから、全然不同意の者は一二七人にすぎず、九分七厘にあたると報じた。⁷⁵その多くがおそらく東京地方裁判所・東京区裁判所の判事らだったことだろう。なお、現員数一三〇二人は勅令定員一二四九人より多いが、予備判事を含んでいるのだろう。

大山鳴動して一二七人の強硬判事が残った。この判事らが果して減俸に同意したのか、減俸額を国庫に寄附したのかはつきりしない。東京朝日新聞も法律新聞もこの辺りで勅令第九九号附則第八項に関する記事がみあたらなくなるのである。浩瀚な『裁判所百年史』は、この点「実際には、判事の同意ないしは『献金』による減俸が行われることで事態は収まった」と、⁷⁶ごく簡単に記述している。

本稿は調査が行き届かず、この『裁判所百年史』の記述が正しいかどうか判断できない。無論、判事も他の官吏と同じく何年かで進級していくものである。名古屋地方裁判所判事の岩野稔は、減俸令のおよその骨格をした時点で法律新聞に寄稿した「判事の減俸と其同意について、上」という雑報の中で、減俸に同意しなかった判事が昇給する場合「やはり該当判事に関しては旧法令を適用せねばならず、旧法令の辞令を出して復更に之れに対する減額の承諾

を求めねばならない」と論じた⁽⁷⁷⁾。しかし、官報で減俸令、すなわち勅令第九九号附則第八項をしまった時点で法律新聞に寄稿した「判事の減俸と其同意について、下」の雑報の中では、判事が昇給すればその後何らの既得権がなく減俸された新俸給令の適用をうけると悲観的に論じたように、⁽⁷⁸⁾ 結局は全判事が減俸令の適用をうけざるをえない。早いか遅いかの差があつたにすぎない。

- (61) 東京朝日新聞昭和六年五月三〇日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月三〇の六。
- (62) 最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』(大蔵省印刷局、一九九〇年)五五四頁。昭和六年勅令第二〇〇号は、奏任検事の定員五二八人を五一三人に減じた(一五人減)。
- (63) 市村光恵『帝国憲法論』訂正五版(有斐閣、一九一八年)六七六頁、清水澄『国法学第一編憲法篇』第二二版(清水書店、一九二三年)一一一〇頁。
- (64) 美濃部達吉『憲法撮要』改訂五版(有斐閣、一九三三年)五六一頁。
- (65) 法律新聞昭和六年六月二〇日・第三二七六号三面。
- (66) 東京朝日新聞昭和六年五月二八日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二八の一。
- (67) 東京朝日新聞昭和六年五月二九日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月二九の六。
- (68) 東京朝日新聞昭和六年五月三二日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月三一の六。
- (69) 東京朝日新聞昭和六年六月二日朝刊二面。日本図書センター復刻『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月(二〇〇三年)二一の六。見出しは「問題の判事減俸、自由意思に任す―各管内の判事には白紙で相談、控訴院長会議で決定」とある。
- (70) 東京朝日新聞昭和六年六月四日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月四の六。
- (71) 東京朝日新聞昭和六年六月五日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月五の六。
- (72) 東京朝日新聞昭和六年六月七日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月七の六。

- (73) 東京朝日新聞昭和六年六月一二日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月一二の六。
- (74) 東京朝日新聞昭和六年六月一三日夕刊一面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月一三の一。
- (75) 東京朝日新聞昭和六年六月一九日朝刊二面。前掲『朝日新聞縮刷版』昭和六年六月一九の六。
- (76) 前掲『裁判所百年史』一五九頁。
- (77) 岩野稔「判事の減俸と其同意について、上」、法律新聞昭和六年六月五日・第三二七〇号五面。
- (78) 岩野稔「判事の減俸と其同意について、下」、法律新聞昭和六年六月八日・第三二七一号一九面。

おわりに

本稿は、昭和初年民政党内閣の官吏減俸と司法官の反対運動について考察を行った。①昭和四年浜口内閣の試みた官吏減俸案については、まず検事らが前面にでて激しい反対運動を展開した。それと比べると、判事らの反対運動は遅く穏やかだった。②昭和六年第二次若槻内閣の試み強行した官吏減俸令に対する反対運動は、今度はいわば判事らの独り舞台だった。勅令を以てする判事の減俸を裁判所構成法違反とみる判事らの反対運動の論理には、身分保障の弱い検事らはでる幕がなかったのである。③減俸について一人一人の判事の同意を求める昭和六年勅令第九九号附則第八項の追加は、美濃部達吉・司法省・大審院などの解釈を根拠とする判事らの大きな声が、政府に譲歩を余儀なくさせたものである。④判事らの九割が減俸に同意した。残り一割の判事らが同意したか減俸分を寄附したかは、調査不足で今はよくわからない。

本稿は東京朝日新聞を多用し、法律新聞を補助的に使用した。引用のさい、よみやすさを考え、旧字体は新字体に

改め、僅かに句読点を追加した。東京朝日新聞を使っているうち、同じ日の夕刊より朝刊の方が記事が新しいことに気づいた。脱稿後調べてみると、その頃東京市内では夕刊は日付の前日に発行され配達されていた。この不知が誤りを招いていないか、校正のさい点検した。